

令和7年度第2回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和8年1月15日(木) 午後2時00分から午後3時40分まで
- 2 場 所 堺市役所本館3階 第3会議室(堺市堺区南瓦町3-1)
- 3 出席委員 熊谷委員長、中川委員、堀川委員
- 4 審議対象期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

5 会議の概要

(1) 報告案件

- ・事務局から、審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置等の状況について報告を行った。
- ・事務局から、令和7年度からの入札契約制度見直しの検証について報告を行った。

(2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約(総契約件数315件)のうち、委員が抽出した3案件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

【審議案件一覧】

審議案件	契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
第1号	一般競争入札 (特別簡易型 (I型) 総合評価 落札方式)	水道施設工事	檜尾ほか配水管布設工事	414,256,700円
第2号	一般競争入札 (特別簡易型総合 評価落札方式)	建築設計業務	共愛こども園新築工事設計業務(監理一括発注方式)	38,500,000円
第3号	随意契約	設備設計業務	堺消防署三国ヶ丘出張所ほか2施設非常用発電設備改修工事設計業務	8,800,000円
			西区役所ほか1施設非常用発電設備改修工事設計業務	7,425,000円
			ビッグバン本館こども劇場舞台照明設備ほか改修工事設計業務	3,916,000円
			初芝体育館ほか1施設受変電設備改修工事設計業務	3,740,000円

【抽出理由】

- 第1号：令和7年4月の建設工事に係る入札契約制度の見直し以降、低入札価格調査を経て契約締結に至った初めての案件であり、低入札価格調査の実施に係る実態や履行確保措置の効果等を確認するため
- 第2号：建築設計業務で総合評価落札方式を採用し、「監理一括発注方式」で発注した案件であり、発注方式の問題の有無及び制度導入の効果を確認するため
- 第3号：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約(不落随契)を行った案件であり、随意契約の妥当性を確認するため

- 6 報告・審議の結果 各案件に係る「講評」 別添のとおり
- 7 報告・審議案件に対する委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

報告 令和7年度からの入札契約制度見直しの検証について	
委員 質 問	事 務 局 等 回 答
平成28年度以降政令市で一番低い落札率とのことだが、具体的にはどの程度か。	令和6年度において政令市20市の平均落札率は91.8%であるが、堺市は89.1%であり、政令市平均より2.7ポイント低くなっている。
堺市の落札率について、どこまで上げたいかという目標数値はあるか。	政令市の平均値と同水準を目標にしている。
落札率が低いと堺市民の生活にどのような影響があるのか。	落札額が低いと一般的に工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事者の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等による公共工事の品質低下を招くおそれがある。
低入札価格調査の長期化に関し、昨年6月に公告した工事案件で調査が終わっていないものがあると報告があったが、その案件だけが突出して長期化しているのか。	特に長期化している案件については、現状2件と認識している。いずれも昨年7月に開札を行って、現時点で約180日程度を経過しているが、いまだ契約締結に至っていない。当該2件以外の案件に関しては、極端に長期化しているという状況は現時点ではない。
長期化に関連して、調査対象者の絞り込みを検討しているとのことだが、どのような方向から検討しているのか。	現状では、落札候補者となった者に対してのみ詳細調査を受けるかどうか意思確認をしている。そのため、落札候補者が調査を辞退すると次の落札候補者に対して手続を行う必要があり、それが繰り返されることにより長期化につながっているため、一括で処理できないかなどの方向で検討している。
経過措置として特別簡易型（Ⅱ型）を設けているとのことだが、年間でどのくらい発注する予定なのか。	令和7年度から令和11年度までの5年間のうち、令和7年度から令和9年度までは5割程度、令和10年度は3割程度、令和11年度は1割程度と、段階的に件数の割合を低下させる予定である。
総合評価落札方式による発注件数が増加することから、技術評価点が高い事業者に受注が偏る懸念があり、その措置として特別簡易型（Ⅱ型）があると思うが、それでも落札できない業者は技術点を評価してもらえないこととなる。このことに対する救済措置はどのように考えているのか。	特別簡易型（Ⅱ型）を継続的に実施していく中で、受注者の偏り状況などを注視する必要があるものと考えている。今後の入札結果を踏まえ、特別簡易型（Ⅱ型）の見直しを含め、必要に応じた対応策を検討していく。

<p>受注者の偏りの有無について、現時点では判断できないと思うが、今後、受注者の偏りがあった場合、どのように制度を見直すのか。</p>	<p>偏りの状況を分析した上で特別簡易型（Ⅱ型）の運用を含めた見直しが必要になると考えられる。</p>
<p>《講 評》</p> <p>今回の入札・契約制度の見直しは、堺市発注工事の落札率の低さが背景にある。これまで政令市平均より低い状況が続いており、特に低入札価格調査制度の対象工事では、多くの案件が調査基準価格を下回る落札であり、令和6年度の平均落札率も82.8%と、全体の落札率を引き下げる要因になっていたことを確認した。</p> <p>令和7年度からの制度見直しは、ダンピング受注につながる低価格での入札そのものを抑止した上で、公共工事の品質確保や持続可能な建設業等の発展に向けた取組とのことだが、現在までのところ落札率の向上が見られ、調査基準価格未満での落札が減少しており、ダンピング受注のおそれがある契約の抑止に一定効果が上がっていると考えられる。</p> <p>また、危惧されていた落札者の偏りについては、現在のところ顕著な偏りは見受けられないものの、いまだ件数が少ないことから、より緻密な分析のためには引き続き状況を注視する必要がある。</p> <p>見直し後の運用の中で、入札金額の差が評価値に十分に反映されず、金額差があるにもかかわらず評価値が同値となる事例がみられたが、評価値の精緻化に向けて運用の見直しを迅速に行ったことは一定評価できる。ただ、一部の案件で低入札価格調査が長期化するという課題が発生していることについては、総合評価落札方式の拡大に当たって特別簡易型（Ⅱ型）を新設したように、事前に課題を想定し対策を講じる余地は無かったのか。この点を含め、対応が完了していない課題については、しっかりと検証し今後の取組に活かされたい。</p> <p>最後に、今回の制度見直しは、今年度から実施しているものであり、検証を進める中で必要に応じて見直しを行い、より公平・公正な入札制度となるよう引き続き適正な運用に努められたい。</p>	

《令和7年度第2回堺市入札監視等委員会審議案件》

案件第1号 檜尾ほか配水管布設工事	
委員質問	担当課等回答
本工事の内容はどういったものか。	老朽化した水道管を地震に強い水道管へ更新することを主たる内容とする工事で、水道管の中でも「基幹管路」(※)を更新するものであるという特徴がある。また、一般的な開削工法のみではなく、難易度の高い非開削工法の1つである推進工法により施工する箇所が一部含まれており、一般的な配水管布設工事に比して積算や施工の難易度が高い工事である。 ※基幹管路：口径が350mm以上の大きな管で、基幹的な役割を担う水道管に係る管路のこと。
低入札価格調査(詳細調査)の結果、評価値第1位の業者と評価値第2位の業者が調査を通過しなかったのは、どのような理由によるものか。	低入札価格調査実施要領に基づき調査を実施した結果、評価値第1位の業者については調査資料における記載誤りにより、評価値第2位の業者については調査資料の不足により、それぞれ契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断した。
調査資料における記載誤りや調査資料の不足というのは、補正や追加提出が認められないレベルのものだったのか。	本案件における記載誤りについては、軽微な誤字脱字等ではなく、重大な部分での誤りであった。また、本市における低入札価格調査においては、資料の再提出は原則として認めないこととしている。
低入札価格調査は具体的にどのような行うのか。資料の確認だけなのか、それとも業者への聴取も行うのか。	提出資料の確認のみでは判断できない部分もあったため、業者へのヒアリングも実施しつつ調査を実施した。
複数の業者が低入札価格調査の対象になり時間を要したとのことであるが、どれぐらいの時間が掛かったのか。	計3者の低入札価格調査を実施したが、調査項目も多く、開札から契約の締結までに2か月半程度の期間を要した。昨年度以前の同規模案件では1か月半程度であったため、1か月程度長く時間を要したことになる。
契約締結までに時間を要したことで、工事の進捗への影響等の弊害はあるのか。	従前の案件よりも契約締結に至るまでに時間を要しているが、受注者と調整し、予定どおり工期内に工事を完了させることができるよう取り組んでいるところである。
低入札価格調査を経て契約締結に至った案件であるため、契約に当たっての履行確保措置が適用されているとのことだが、状況はどのようなものか。	低入札価格調査を経て契約する場合の履行確保措置のうち、受注者による技術者の増員、契約保証金の増額については滞りなく対応が済んでいる。その他の履行確保措置メニューである中間技術検査の追加実施、賃金の支払状況報告書の提出等については、今後の工事の進捗に応じて対応する。

《講 評》

本案件は低入札価格調査制度対象工事として総合評価落札方式により発注されたものであるが、令和7年4月に堺市で入札契約制度の見直しを行って以来、低入札価格調査を経て契約締結に至った初めての案件である。比較的積算や施工の難易度の高い案件とのことだが、10者の入札参加があり、一定の競争性は確保できていたものとする。

契約に至るまでに複数者が低入札価格調査（詳細調査）の対象となり、制度改正後間もなかったことから、調査を行う工事担当課においては苦慮したとのことだが、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがある者が落札者とならなかったことは、制度が適切に運用され、入札契約制度見直しの効果が表れているものと考えられる。

低入札価格調査を経て契約する場合の履行確保措置については、現時点では滞りなく対応されているが、今後の進捗に応じて適切にその機能・効果を注視していく必要がある。

今般の入札契約制度見直しは、ダンピング受注の防止や施工品質の向上を趣旨とするものと理解している。継続的に効果検証を実施し、課題があれば改善するなど、より良い入札契約制度の実現に向けて取り組まれない。

案件第2号 共愛こども園新築工事設計業務（監理一括発注方式）

委員質問	担当課等回答
<p>市は、第三者監理を原則としつつも設計者と監理者が異なることによる品質確保上の課題など、その問題点を指摘している。</p> <p>監理一括発注方式を拡大することは、第三者監理が必ずしも最善ではないという考えに基づくものか。</p>	<p>これまでは、第三者監理を基本として発注してきた。その中で、設計者と監理者が異なることによる課題が見受けられたことや、監理業務の入札者が減少していることを受けて、監理一括発注方式を試行してきた。監理一括発注方式により発注した業務が完了しつつある状況の中、一定効果が確認できたため、本格実施に向け進めたいと考えている。</p> <p>※第三者監理：設計者や施工者と利害関係のない第三者が施工状況を客観的に確認、監督する仕組み。設計と工事監理を同一の事業者に一括して発注することを監理一括発注方式という。</p>
<p>今後、監理一括発注方式を拡大していくということか。</p>	<p>予算上の課題として、設計業務の予算は措置できたが、翌年度の工事は予算が措置できないような場合もあるため、全てが監理一括発注方式となるわけではないが、予算措置ができるものなどについては拡大したいと考えている。</p>
<p>今後、中規模案件にも拡大するとなると、それをこなせる業者の規模、体力、能力なども大きい規模になっていくか。これまでの設計業務と監理業務の分離発注であれば、それぞれが小規模の設計・監理業務としての発注であったと理解しているが、本案件の落札業者の多くは市外業者である。監理一括発注方式の案件を受けることができる市内業者は少ないのか。</p>	<p>これまでの監理一括発注方式で契約した相手方のうち、堺市内の業者は1社のみであり、それ以外は市外業者が受注している。しかしながら、設計や監理の一部を外注することは可能であるため、市内業者でも十分参加可能と考えている。</p>
<p>一定のメリットもあり、使い勝手の良いシステムになると思われる一方で、地元企業の育成・保護の観点から見ると、市内業者が参入しづらくなるのではないか。</p> <p>今後、この方式を拡大していくのであれば、市内業者の育成についても考慮してなるべく市内業者が参入しやすくなる制度設計も並行して検討する必要があるのではないか。</p>	<p>委員の御指摘も踏まえ、どの業務に監理一括発注方式を適用するか検討する。</p>

<p>本案件は市外業者の参加が多いが、市内業者は監理一括発注方式になったことで参加できなくなったのか、それともそもそも参加できなかったのかどのように捉えているか。</p>	<p>本案件に参加しなかった市内業者にヒアリングをしたわけではないが、設計業務の案件では、規模が大きくなるにつれ、市内業者の参加は少なくなる印象である。</p>
<p>小規模案件について、監理一括方式で発注することによりスケールメリットが見込めるとのことだが、規模の大きい案件への市内業者の参加者数はどうか。</p>	<p>規模の大きい案件の場合、市内業者の参加は比較的少ない状況にある。</p>
<p>市内業者と市外業者で参加の傾向が異なるということか。</p>	<p>業者数自体が市内業者は市外業者に比べて少なく、その割合によるところもあると認識している。</p>
<p>設計・監理一括発注方式とすることで、職員の負担は減るのか。</p>	<p>設計者が提出した成果物や申請図書を基に監理業務を進めるため、設計と同一業者が監理を行うことにより、設計の不明点や変更等が生じた場合でも、職員が間に入って情報をやり取りする負担が少なく、スムーズに業務を進めることができる。</p>
<p>設計・監理一括発注方式は適用する規模や案件数ともに、今後拡大していく方針か。</p>	<p>その方針である。これまで新築の案件に限り適用していたが、改修工事の案件も多くあるので、拡大を検討したい。</p>
<p>《講 評》</p> <p>令和5年度から試行実施している建築設計業務と監理業務の一括発注方式を複数の案件で実施した結果、制度の導入目的であった入札参加者数が少ないことによる競争性の課題については入札環境の改善が見られた。また、設計者と監理者が異なることによる品質確保上の課題については1者での責任ある業務体制となり、現場変更や完了検査への対応が円滑になる等の面で一定の効果が確認できたとのことである。これらの課題への対処以外にも、円滑な業務の履行や職員の負担軽減など様々な点においてメリットがあるとのことであった。</p> <p>当初の課題解決に向けて取り組んだ点や、その取組において一定の効果が得られた点については評価できるものとする。</p> <p>今後の本格実施に当たっては期間・コスト・品質に関するデータ分析を行い、監理一括発注方式の定量的・定性的な利点を明らかにし、併せて、市内業者の育成という観点から課題はないか十分に検証し、課題解決に向けた取組を進められたい。</p>	

案件第3号 堺消防署三国ヶ丘出張所ほか2施設非常用発電設備改修工事設計業務 西区役所ほか1施設非常用発電設備改修工事設計業務 ビッグバン本館子ども劇場舞台照明設備ほか改修工事設計業務 初芝体育館ほか1施設受変電設備改修工事設計業務	
委員質問	担当課等回答
<p>入札が不落となった要因は何か。対策をとることはできなかったのか。</p> <p>※不落:入札は成立したが、全ての入札価格が予定価格を上回り、落札者がいないこと。</p>	<p>設備工事の設計業務において、技術者が高齢化し、全国的な人材不足に陥っている。そのため、参加者数自体が少ないという状況が続いていることが要因の1つであると考えている。</p>
<p>高齢化が要因とのことであれば、今後もこの課題は続いていくということか。</p>	<p>他の自治体においても状況は同じであると聞いており、この課題については今後も続いていくのではないかと考えている。</p>
<p>発電設備や受変電設備といった電気関係の案件が不落随契になりやすいのか。</p>	<p>電気関係が特に入札参加者数が少ないというわけではなく、設備に関するもの全般について、不落になりやすい傾向がある。</p>
<p>交渉に至るまでに相当な時間を要するとあるが、具体的にどの程度要するのか。その間に請け負う業者がいなくなるということもあるか。</p>	<p>通常再発注するには3か月ほど要する。その間に、業者が他の自治体や民間の案件を請け負うなどしたことにより、再発注時には参加しないということもある。</p>
<p>予定価格との兼ね合いはどうか。</p>	<p>交渉の上、予定価格の範囲内での契約となっている。積算については国の告示に基づき行っており、妥当であると認識している。</p>
<p>積算が妥当であるにもかかわらず、入札金額が予定価格を超過する原因は何か。</p>	<p>市の積算は国の告示に基づいて行っている点は業者も承知しており、作成する図面の枚数についても委託仕様書に記載していることから、ある程度の予測は立てられるものと認識している。しかしながら業者によっては、希望する金額で入札を行うため、超過しているのではないかと推測している。</p>
<p>丁寧な積算をしていないことが原因か。</p>	<p>業者独自の積算基準により、入札しているものもあると考えている。</p>

<p>随意契約で契約したことにより、金額面等で業者に負担が生じているというようなことはないか。</p>	<p>設計事務所にも確認したが、そのような負担は生じていない。</p>
<p>不落随契の適用に際して、ただし書の「再度入札に付す時間的余裕がない場合に限る」に当たるかどうかの判断はどのように行っているか。</p>	<p>工事発注の時期を見越して設計業務の発注を行っているが、設計業務の発注が3か月ずれると、工事発注の時期も遅れることとなる。工事の時期について、例えば、受変電設備では工事の際に停電時期もあることから、工事の時期がずれると施設運営にも支障が出るため、ずらせないという判断を行った。</p>
<p>最終的な判断はどこが行うか。</p>	<p>工事担当課と施設を運営する事業課との協議で決めている。</p>
<p>今後も入札での契約締結が難しい案件もあるかと思われるが、運用はどのように考えているか。</p>	<p>運用見直し後の不落随契の適用については、迅速に契約締結を進めることができたと効果を感じており、適用可能な案件については活用を考えていきたい。</p>
<p>今後も積極的に不落随契の活用を行っていくということか。</p>	<p>根本的な部分として不調・不落自体の対策も行いたいと考えており、発注時期の前倒しや他の方法についても併せて検討していきたい。 ※不調：入札参加者が不足し、入札が成立しないこと</p>
<p>発注時期が集中していることが不調・不落の要因にもなっているということか。</p>	<p>要因の一つと考えている。他市では1、2か月早く発注するという例もあるが、予算措置上の課題もあるため、今後対策を考えていきたい。</p>
<p>不落随契の適用について、予定価格と入札金額の差が10%以内である場合に限るとしている市もあるということだが、堺市も同様の検討を行うのか。</p>	<p>現在のところ、検討の予定はない。</p>

《講評》

建築設計業務や設備設計業務で発注していた入札不調・不落による事業スケジュールの遅延という課題について、庁内委員会への付議手続を必須とする（不落随契の）運用を見直した結果、契約手続の迅速化や事業の遅延防止に一定の効果があったと考える。

また、業務の対象となった施設は消防署や指定避難所等であり、施設の機能が停止することのないよう計画どおりに事業を進める必要があったことから、随意契約理由は妥当であったと判断する。今後も、随意契約ガイドライン等に基づき、適切に運用されたい。また、不落随契の適正性の確保について、他市の事例も参考にしながら検討されたい。

不落随契は辞退等で入札自体が不調となった場合は適用できず、また交渉に進んだとしても、契約締結に至らない可能性も十分にあることから、入札不調・不落となった根本的な原因や課題について詳細な分析を行い、今後も引き続き課題解決に向け検討されたい。